高校生のつどい（３泊４日）、大学生のつどい（５泊６日）を毎夏全国で開催しています。「自分史語り」が死別の痛みを分かち合い、お互いを励まし生きていくうえでの大きなちからになると体験的に確信しています。親の死因別の班編成などに細心の注意を払い、言いたくないことは言わなくてもいい（パスルール）などを徹底し、安心安全な環境づくりを行っています。つどいには遺児大学生がリーダー役をつとめ「回復のモデル」「自助のモデル」となっています。

平成19年６月からは、あしながレインボーハウス（東京都日野市）で全国の全ての死因の遺児を対象にし、「死別後の早期のケア」を目的に小中学生のケアも開始しました。この夏休みには２泊３日で初の「全国遺児小中学生のつどい」を開催しました。これは私たちのかねてからの願いで、会則にもうたっていました。18人（うち５人は自死遺児）が北は青森、南は沖縄から参加しました。７年以降神戸で培ってきた震災遺児へのケアの実践をベースにして、自死遺児だけではなく病気・災害遺児も対象にしたあしなが運動に新しい歴史を進める意義深いものです。民間ならではのきめ細かいケアのノウハウも全国に伝えていきたいと思います。

（あしなが育英会　虹の家チーフディレクター　西田　正弘）

COLUMN 10

自殺対策と自死遺族の心情

ある日、突然、大切な人に自ら命を絶たれ、呆然と、そして鬱々と日々を過ごす多くの自死遺族たち。そのケアに長くかかわってきた立場から、最近感じていることを若干述べさせていただきます。

自死遺族同士のグループ内では、自死という共通の体験を通し、体験のない人に比べ互いに共感し、悲嘆を深く分かち合うことがしやすくなります。そして、その体験が再生へ向けての互いの絆となっていきましょう。

しかし、話が進んでくると、それぞれの背景の違いが顕わになってきます。例えば、亡くなった人との関係性や遺された家族等のあり様の違い、また生育歴や病歴などの違いが、ちょっとした言葉の端や態度に思わず表出され、それが不本意なことに、時に攻撃の刃となり繊細な他の遺族を傷つけてしまうことがまま生じます。

そのような折にすばやくその齟齬に気づき、傷を深めないよう配慮するスタッフの役割が大切になってきます。その調整が適切になされない場合、様々なやっかいな問題が生じてきます。最悪のケースでは、自死遺族を守るはずの当のグループ自体が、遺族に後追い自死への弾みを与えてしまい兼ねません。また、遺族の支援にあたるスタッフ自身が、遺族にきちんと寄り添うことが出来ず、遺族たちを深く傷つけてしまうこともあります。

そうなりますと、自死遺族を支援するグループが発足しなかった方が、むしろよかった、という評価もなされないとも限りません。ですから、自死遺族支援のグループ内では、遺族たちのケアにあたるスタッフの資質が非常に重要な役割を果すことになります。そのためには、スタッフ研修やスーパービジョンの充実が最優先の課題となりましょう。この土台を手抜きして自死遺族支援にあたる場合、様々な難題が生じてくることでしょう。

かように自死遺族支援のあり方には手を抜けない多くの課題があります。そしてまた、自死へ至った要因が様々に異なり、輻湊した背景をそれぞれが抱えもち、かつ繊細な感性の持ち主の多い遺族たちのなかには、自死予防・対策が世間で声高に叫ばれれば叫ばれるほど、そのこ

とで心の傷をいたく掻き乱される人たちも多くなりましょう。身近な人の自死の気配に気づかず、またあれほどまで手を尽くしたにもかかわらず、大切なあの人、あの子を自死に追いやってしまった自分の責任の重さが暴れ出し、それに押しつぶされ…。

ですから、自死防止の運動を繰り広げる際、どうしても防げない自死の存在が世の中には厳然として存在する、という事実をひと言つけ加えていただけることを願うものです。むろん、法律的な整備の力で防げるようになる自死のケースも今後多くなりましょうが。

しかし、もし心痛む繊細な人たちへのやさしさに欠ける自殺対策が進められれば、希死念慮者を自死へとあと押しする社会的バイオレンスを、皮肉なことに、その運動の根の部分に知らぬ間に合わせ持っていることもあり得ましょう。

（自死遺族ケア団体全国ネット事務局長　藤井　忠幸）

第９節　民間団体との連携を強化する

自殺対策を考える上で、休日、夜間を問わない民間団体の電話相談活動を忘れることはできない。また、最近、自殺対策の法制化を求め、自殺対策を推進してきたのは、自殺を『語ることのできる死』に変えていこうという民間団体の取組である。

これらの民間団体の電話相談、遺族支援活動などの取組は、自殺対策を進める上で不可欠であり、これらの民間団体との連携を強化し、その活動を支援するため、次の施策を行うこととしている。

１　民間団体の人材育成に対する支援

厚生労働省では、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等との連絡調整を行うとともに、平成19年度からは、民間団体の相談員に対する研修を行うこととしている。

また、平成18年12月より開催している「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の中で、自殺未遂者や自殺者親族等の支援に取り組んでいる民間団体に対して、どのように支援できるのかも検討することとしている。

２　地域における連携体制の確立

内閣府では、平成19年７月２日に全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市の主管課並びに都道府県及び政令指定都市において行政関係機関、民間団体等が連携を図る場として設置されている自殺対策連絡協議会の事務局に対して、自殺総合対策大綱の説明を行うとともに、地域の自殺対策に係る計画の策定、官民の連携強化等自殺対策への取組を促した。

また、７月31日には、都道府県知事及び政令指定都市長に対し、自殺対策連絡協議会の運営に当たって、地域の民間団体への参加要請、積極的な意見聴取を行うなど民間団体との協働に配慮するよう通知した。

さらに、平成19年度においては、「自死遺族支援全国キャラバン」が推進されている。